

令和2年4月

被保険者 各位

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合  
理事長 伊地知博史

### 令和2年度特定健康診査の受診について

平素は本組合の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、40歳以上74歳以下の方々につきまして、「特定健康診査」を実施することが保険者に対して義務付けられております。

つきましては、別紙の日程において実施いたします。**封書宛名の方**が特定健康診査の対象者となりますので、居住地近くの受診会場、またはご都合の良い受診会場にて受診していただきますようお願いいたします。

なお、特定健康診査の検査必須項目は下記の通りとなり、費用につきましては本組合にて負担いたします。但し、検査必須項目に1項目でも欠落がある場合は、全額実費負担\*となりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。（※妊娠により腹囲等の必須項目が受診できない場合はこの限りではありません。）

#### 【検査必須項目】（無料）

- 身長・体重・腹囲
- 血圧測定
- 尿検査（糖・蛋白・潜血）
- 問診（特定健康診査項目）
- 診察
- 血液検査  
（肝機能検査・B型肝炎ウイルス・脂質・痛風・腎機能・膵臓・糖尿病・末梢血一般）

本組合では、組合員及び家族の特定健診の検査項目はともに上記【検査必須項目】の通りですが、組合員については、このほか労働安全衛生法に基づく健診項目（無料）が追加されます。

また実費負担となりますが、がん検診等のオプション検査が充実しました。是非ご利用ください。

# 毎年特定健診を受けて健康寿命を延ばしましょう！

特定健康診査、特定保健指導の実施は保険者に課せられた義務であり、平成30年度からは特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率に応じ、国保組合への保険者インセンティブとして新たな視点で組合への補助が行われるようになりました。本組合では、特定健診・特定保健指導に対し保健増進事業補助金にインセンティブを導入し、その実施率等を基準に各支部へ補助しています。

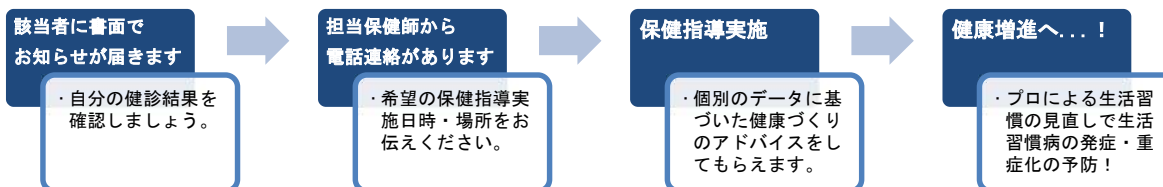
特定健康診査・特定保健指導の受診者を増やし、被保険者の健康維持増進・重症化予防を図ることは、前期高齢者医療費が算定基礎となる前期高齢者納付金（国への拠出金）の抑制や医療費適正化にもつながります。

また、特定保健指導は日本健康倶楽部に委託しておりますが、その他直接被保険者へ支援ができるよう健診データを基に専属の保健師による保健相談等を行っております。対象者へ直接連絡をいたしますので、是非この機会をご活用ください。

本組合の健診結果から生活習慣の状況をみると、週3回以上食後に間食をする割合や1日1時間以上運動習慣のない割合が高いことがわかっています。このような習慣から余ったエネルギー、過度なアルコールが内臓脂肪蓄積や脂肪肝をきたし、メタボリックシンドロームにつながっていきます。生活習慣病は自覚症状がないため、発症予防・重症化予防には毎年の健診受診が不可欠です。

健診の結果、特定保健指導の対象となられた方は、次の通り実施されます。

## 特定保健指導の流れ（10月～） \*平成31年度より健診当日の初回面談を実施しています。



健診当日に特定保健指導初回面談を受けた方へ

**クオカード 500 円分を**

